

1 調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 26 号）として、昭和 25 年に第 1 回の調査が行われ（林業センサスは昭和 35 年から実施）、以後、10 年ごとに「経済統計に関する国際条約」（昭和 27 年条約第 19 号）に基づき F A O が提唱する世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスとして実施している。今回の調査は農業で 11 回目、林業で 5 回目に当たる。

2 調査の目的

我が国の農林業・農山村の基本構造とその動向を明らかにするとともに、土地・労働力等の資源総量を明らかにし、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備することを目的としている。

3 調査期日

平成 12 年 2 月 1 日現在で実施した。

4 調査系統及び方法

調査の種類	調査対象	調査系統	調査方法
農家調査	農家の全体	農林水産省 県 市町村 指導員 調査員 農家	調査員が調査客体を訪問し、調査票を配布して行う自計申告調査により行った。
農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社、 組合等の全数	農林水産省 県 市町村 指導員 事業体	指導員が調査客体を訪問し、調査票を配布して行う自計申告調査により行った。
林家調査	林家の全数	農林水産省 県 市町村 指導員 調査員 林家	調査員が調査客体を訪問し、調査票を配布して行う自計申告調査により行った。
林家以外の林業事業体調査	会社、社寺、慣行共有等の全数	農林水産省 県 市町村 指導員 事業体	指導員が調査客体を訪問し、調査票を配布して行う自計申告調査により行った。

5 利用上の注意

(1) 統計表中の記号

「 - 」 実数について該当のないもの又は調査していないもの。

「 」 減少したもの。

「 X 」 その数値に該当する農林家が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても「 X 」が算出される恐れがあるものについては、農林家数が 3 以上でも「 X 」で秘匿した箇所がある。

(2) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) この報告書は、市が県の協力を得て独自に集計したものであり、後日農林水産省で公表する数値と若干相違することがある。

2 用語の解説

1 農 業

耕種，養畜（養きん及び養ほう含む。）又は養蚕の事業をいう。

（1）農家

平成12年2月1日現在，経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満でも調査期日前1年間における農産物の総販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

また，面積は定義に達しないものの農産物販売金額が定義を上回っているものを例外規定農家（例外規定販売農家）といている。（具体的には，例外規定農家とは経営耕地面積が10a未満で農産物販売金額が15万円以上のものであり，例外規定販売農家とは，経営耕地面積が30a未満で農産物販売金額が50万円以上のものである。）

（2）農家以外の農業事業体

前記2で規定する農家以外で，農業を営む事業体（会社等）であって，経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地面積がそれ未満であっても調査期日1年間の農産物販売金額が15万円以上あったものをいう。経営目的によって次のとおり分類される。

ア 販 売 … 農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とした事業体をいう。

イ 牧草地経営体 … 牛馬の預託事業を営むことを目的とした事業体及び共同して牧草を栽培し，共同で牧草，放牧に利用することを目的とした事業体をいう。

ウ そ の 他 … 試験研究，学校，厚生，食料自給等を目的とした事業体をいう。

（3）協業経営体

2戸以上の世帯が1つ以上の農業部門（例えば稲作部門や酪農部門など）の生産から販売，収支決算，利益の分配までを一貫して共同で行う形態をいう。

（4）販売農家

経営耕地面積が30a以上又農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

（5）自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

（6）主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で，65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

（7）準主業農家

農外所得が主で，65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

（8）副業的農家

65才未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。

（9）専農農家

世帯員中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

（10）兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

ア 第1種兼業農家 … 農業所得を主とする兼業農家をいう。

イ 第2種兼業農家 … 農業所得を従とする兼業農家をいう。

- (11) 単一経営農家
農産物販売金額のうち，主位部門の販売金額が 8 割以上の農家をいう。
- (12) 準単一複合経営農家
農産物販売金額のうち，主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の農家をいう。
- (13) 複合経営農家
農産物販売金額のうち，主位部門の販売金額が 6 割未満の農家をいう。
- (14) 農家人口
就業の状況には関係なく農家を構成する世帯員数をいう。
- (15) 生産年齢人口
15～64 歳までの農家人口をいう。
- (16) 農業専従者
調査期日前 1 年間に農家に 150 日以上従事した者をいう。
なお，調査期日前 1 年間の農業従事日数が 60～150 日の者を準農業専従者という。
- (17) 農業従事者
満 15 歳以上の世帯員のうち，調査期日前 1 年間に農業に従事した者をいう。
- (18) 農業就業人口
調査期日前 1 年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業とその他の仕事の双方に従事したが，農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。下図の ， ， ， に該当する者である。

- (19) 基幹的農業従事者
農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち，調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。上図の ， に該当する者である。
- (20) 農業後継者
次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。
- (21) あとつぎ
次の代で家を継承する予定の者をいう。なお，複数の子がいて誰に継承させるかが決まっていな
い場合は，時系列比較を行うために，便宜上同居している最年長の男の子供とした。
- (22) 経営耕地
農業事業体が経営する耕地（けい畔を含む田，畑，樹園地）をいう。経営耕地は自己所有地と借
入耕地に区分される。休閑地（作付予定のある）は含むが耕作放棄地は含まない。
- (23) 耕作放棄地
以前耕地であったもので，過去1年間以上作物を栽培せず，しかも，この数年の間に再び耕作す
るはっきりした意志のない土地をいう。
- (24) 手間替え，ゆい
農家相互間で等価交換を原則としているすべての労働力交換のこと。
- (25) 工芸農作物
茶，こんにゃくいも，たばこ，なたね，ごま，じょちゅうぎく，こうぞ，みつまた，へちま，わ
た，さとうきび，さんしょう，ラベンダー，薬用作物などをいう。
- (26) 契約生産
あらかじめ予定の者（スーパー等小売店を含む。）と売買契約をして農業生産を行っているものを
いう。
- (27) 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を市町村長から受けている農業者をい
う。

2 林 業

材木の造林，保育，保護を行う育林業，材木の伐採，素材生産を行う素材生産業，薪，木炭生産を行
う製薪炭業，これらに関連する林業的サービス業及び林野から樹皮，樹脂，樹実，薬草，菌茸類，山菜
の採取や野生動物の狩猟を行うその他の林業を総称した事業をいう。

- (1) 林家
平成12年2月1日現在，保有山林面積が1ha以上ある世帯のこと。
農家である林家（農家林家）と農家でない林家（非農業林家）に区分される。
今回，定義の変更を行っており，1990年センサスまでは，保有山林面積が10ha以上の世帯とし
ていた。
- (2) 林家以外の林業事業体
平成12年2月1日現在，保有山林面積が1ha以上ある林家事業体のうち世帯以外のもののこと。
具体的には，会社，社寺，共同，各種団体・組合，財産区，慣行共有，市区町村，地方公共団体
の組合，都道府県，国及び特殊法人をいう。
今回，定義の変更を行っており，1990年センサスまでは，保有山林面積が10a以上の事業体と
していた。

(4) 慣行共有

民法上の入会権，地方自治法上の旧慣使用権によって使用収益している山林などを保有する集団を総称して慣行共有という。一般的に，「ムラ」有林と呼ばれているもの，又はそれに近いものであって，実質的な使用収益が多かれ少なかれ，慣行として共同体的制約を受けると認められるものをいう。

(5) 保有山林

世帯が単独で経営できる山林のことであり，所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

(6) 植林

山林とするために，伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり，種子をまいたり，さし木したりする作業をいうが，植林の地ごしらえ，苗木運搬など一連の作業をいう。

(7) 下刈りなど

材木の健全な育成のために行う下刈り作業と除伐，つる切り，枝打ち，雪起こしなど間伐以外の保育作業をいう。

(8) 間伐

除伐後に行う作業で森林を健全に育成させるため，劣性木，不用木を抜き切りすることをいう。

(9) 主伐

一定の林齢に生育した材木を，用材等で販売するために行う伐採（除伐，間伐以外）をいう。

3 その他注意事項

属人調査のため，市外の農業事業体が本市内で経営する耕地は含まれず，本市内の農業事業体が市外で経営する耕地は含んでいる。

したがって，市の耕地面積として計上されているものは，市に居住している農家が経営している耕地の面積である。

同様に，市外の林業事業体が本市内で保有する山林は含まれず，本市内の林業事業体が市外で保有する山林は含んでいる。